

# 岐阜県公報

第 四 百 七 十 六 号  
令 和 六 年 三 月 十 五 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (市町村課) 九七<sup>ページ</sup>

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健医療課) 九七

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども家庭課) 一〇二

### 告 示

指定納付受託者の名称等の変更の届出 (デジタル戦略推進課) 一〇二

指定納付受託者の名称等の変更の届出 (地域福祉課) 一〇二

保安林の解除をしようとする旨の通知 (森林保全課) 一〇三

道路の区域変更 (道路維持課) 一〇三

道路の供用開始 (同) 一〇四

各務原都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市整備課) 一〇五

保安林の指定の解除 (岐阜県農林事務所) 一〇五

### 公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定 (農地整備課) 一〇五

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件 (出納管理課) 一〇六

## 規 則

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村振興貸付金貸付規則(昭和四十一年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「実地に」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号の五)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、世帯調書（別記第一号様式の(一)）を添付するものとする。  
第六條に次の一項を加える。

2 前項の変更届（省令第十二條第一項第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）  
には、世帯調書（別記第四号様式の(二)）を添付するものとする。  
別記第一号様式表面中

個人番号	個人番号
------	------

個人番号（申請者が保護者の場合のみ記載）	個人番号（申請者が保護者の場合のみ記載）
----------------------	----------------------

自己負担上限額の特別 (該当する場合は「J」を付けてください。)	人工呼吸器等装着 高額かつ長期 重症者特別 重症患者認定	患者と同じ医療保険上の世帯 内にいる者のうち指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費 助成を受けている者 (該当がある場合のみ記載)	医療費助成制度 難病 小償 難病 小償 難病 小償	氏名
-------------------------------------	---------------------------------------	---	------------------------------------	----

自己負担上限額の特別 (該当する場合は「J」を付けてください。)	人工呼吸器等装着 高額かつ長期 重症者特別 重症患者認定	患者と同じ医療保険上の世帯 内にいる者のうち指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費 助成を受けている者 (該当がある場合のみ記載)	医療費助成制度 難病 小償 難病 小償 難病 小償	氏名
-------------------------------------	---------------------------------------	---	------------------------------------	----

保健所名	申請受理日	送付先	委任状 コード
------	-------	-----	------------

保健所名	申請受理日	送付先	委任状 コード	マイナンバー連携
------	-------	-----	------------	----------

改め、同様式裏面中

支給認定基準世帯調書（世帯内で患者と同じ医療保険に加入している方を記載してください。）			
世帯員の氏名	患者との続柄	個人番号	保健所 使用済
世帯員の氏名	患者との続柄	個人番号	保健所 使用済

削り、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2 (第3条関係)

世 帯 調 書

※個人番号の利用による提出書類の省略を希望しない場合は、以下の「個人番号」欄には記載しないでください。

氏名		続柄	1月1日時点の 住民票の市町村	保健所使用欄 (記載しないでください。) 患者の収入の額又は市町村民税所得割の額
フリガナ 氏名		本人		<input type="checkbox"/> 収入額 <input type="checkbox"/> 所得割額 円
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額 <input type="checkbox"/> 所得割額 円
生年月日: 年 月 日				
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額 <input type="checkbox"/> 所得割額 円
生年月日: 年 月 日				
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額 <input type="checkbox"/> 所得割額 円
生年月日: 年 月 日				
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額 <input type="checkbox"/> 所得割額 円
生年月日: 年 月 日				
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				

備考 「1月1日時点の住民票の市町村」は、1月～6月に申請する場合は前年1月1日時点、7月～12月に申請する場合は本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。ただし、更新申請の場合は、申請日にかかわらず、本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。

別記第四号様式中

個人番号	個人番号
------	------

加入 保険 入 険	保険種別番号	被保険者氏名	患者との続柄 本人 患者の ( ) 被保険者等記号・番号
	保険者名	支給認定基準世帯員 (世帯内で患者と同じ医療保険に加入している方を記載してください。) 世帯員の氏名	患者との続柄 個人番号 保険所使用欄
その他 (送付先の変更等)			

加入 保険 入 険	保険種別番号	被保険者氏名	患者との続柄 本人 患者の ( ) 被保険者等記号・番号
	保険者名	支給認定基準世帯員 (世帯内で患者と同じ医療保険に加入している方) に変更がある場合は、世帯調書 (別記第 4 号様式の 2) に記載し提出してください。	
その他 (送付先の変更等)			

保健所名	
届出受理日	
送付先	委任状 コード

保健所名	
届出受理日	
送付先	委任状 コード
マイナンバー連携	

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2 (第6条関係)

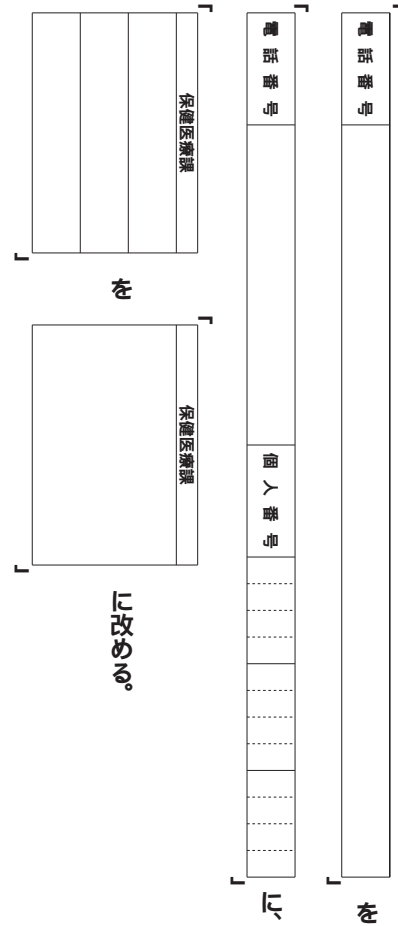
世帯調書

※個人番号の利用による提出書類の省略を希望しない場合は、以下の「個人番号」欄には記載しないでください。

氏名		続柄	1月1日時点の 住民票の市町村	保健所使用欄 (記載しないでください。) 患者の収入の額又は市町村民税所得割の額
フリガナ 氏名		本人		<input type="checkbox"/> 収入額
				<input type="checkbox"/> 所得割額 円
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額
生年月日: 年 月 日				<input type="checkbox"/> 所得割額 円
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額
生年月日: 年 月 日				<input type="checkbox"/> 所得割額 円
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額
生年月日: 年 月 日				<input type="checkbox"/> 所得割額 円
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額
生年月日: 年 月 日				<input type="checkbox"/> 所得割額 円
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				
フリガナ 氏名				<input type="checkbox"/> 収入額
生年月日: 年 月 日				<input type="checkbox"/> 所得割額 円
個人番号	<input type="checkbox"/> 提供済み (既に提供済みの場合は下記に記載不要)			
個人番号				

備考 「1月1日時点の住民票の市町村」は、1月～6月に申請する場合は前年1月1日時点、7月～12月に申請する場合は本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。ただし、更新申請の場合は、申請日にかかわらず、本年1月1日時点の住民票の市町村名を記載してください。

別記第九号様式中



附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「知事が別に定める金銭消費貸借契約書」を削る。

第六条の見出し中「借書」を「借書等」に改め、同条第一項中「別記第十二号様式（）」の下に「及び知事が別に定める誓約書」を加え、同条第二項中「借書」の下に「及び誓約書」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定により、岐阜県オンライン申請システムの各種手続における申請手数料等の指定納付受託者である株式会社トラストバンクから変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更事項

指定納付受託者の事務所の所在地

（変更前）東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

（変更後）東京都品川区上大崎三丁目一番一号

二 変更年月日

令和六年一月十六日

岐阜県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三項の規定に

より、ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金の指定納付受託者である株式会社トラストバンクから変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更事項

指定納付受託者の事務所の所在地

(変更前) 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

(変更後) 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

二 変更年月日

令和六年一月十六日

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市美並町高砂字向谷戸四一三の五三（次の図に示す部分に限る。）、四一三の五

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の幅員	延長	備考
岐南	中津川線	中津川市神坂字寺洞一〇三四番一地从先から	前 一七・五 二九・三	五・三	A、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ
		中津川市神坂字寺洞一四〇八番一地从先から	前 一七・五 二九・三	五・三	

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
		飛騨市古川町平岩字森脇 一七八番一地从先から	別前	ル(メイト)	ル(メイト)	A及びBは関係図面に表示
			前	三・三 四・九	二・六八	

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

中津川市神坂字寺洞一四〇八番一地从先から	同 市同 字同 一四一七番一〇地先まで	中津川市神坂字寺洞一四一七番一〇地先から	同 市同 字同 小森一四二九番一五地先まで	同 市同 字同 小森一四二九番一五地先から	同 市同 字同 小森一九四四番一地从先まで
後	前	D	C	後	B
九・八 二・五	七・〇 二・五	二・五 三・五	一・五 一・六	二・二 一・五	二・二 一・五
三・四・二	三・四・二	六・六・七	三・四・五	三・二・〇	三・二・〇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	三三六号	土岐市鶴里町柿野字入海道一四八九番五地从先から	ル(メイト)	令和 六・三・一五	平成 九・七・一六 平成 二・二・一三
		同 市同 町同 字同 一五七〇番一地从先まで			

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

県道	清古見川線	飛騨市古川町平岩字石休一〇七番三地从先まで	同 市同 町同 字同 一〇九番一地从先まで	飛騨市古川町平岩字石休一〇七番三地从先から	同 市同 町同 字同 一二番一地从先まで
後	前	A	B	後	後
一・六 三・一	二・六 四・六	二・六 四・〇	一・七 二・〇	一・六 三・一	一・六 三・一
二・六 八	三・七 〇	四・〇 〇	三・七 〇	二・六 八	二・六 八

する敷地の区分をう。



岐阜県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
付越	知原線	同	加茂郡東白川村越原字都加太 地一五三三番一地从先から 一五三三番五地先まで	101.6	令和 六・三・一五	令和 五・三・三

岐阜県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、各務原都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

令和二年岐阜県告示第百二十三号 各務原都市計画道路事業 三・三・一三号日

野岩地大野線

三 事業施行期間

令和二年五月二十九日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 令和二年岐阜県告示第百二十三号の事業地のうち那加岩地町一丁目、那加土山町二丁目及び那加山後町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

岐阜県告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十二条第一項の規定により告示する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

山県市大字小倉字高山沖六一八の二三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項におい

て準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
惣 平 衛 地 区	中 津 川 市 役 所	同 令 和 六 三 一 五 四 一 五 まで

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
石 田 第 1 地 区	中 津 川 市 役 所	同 令 和 六 三 一 五 四 一 五 まで

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
杵 ヶ 洞 池 地 区	美 濃 加 茂 市 役 所	同 令 和 六 三 一 五 四 一 五 まで

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、令和六年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七条の五第二項（同令第六百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

令和六年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 被服類
- 3 自動車類
- 4 燃料
- 5 電力
- 6 家具類
- 7 事務用品類
- 8 凍結防止剤
- 9 書籍
- 10 交通信号灯器
- 11 医薬品・医薬用品類
- 12 建設工事
- 13 その他の陸上運送サービス
- 14 電気通信サービス

- 15 電子計算機サービス及び関連のサービス
  - 16 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
  - 17 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
  - 18 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。
- 三 名簿への記載
- 名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 2 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと（建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計、建築設備設計及び森林整備業務の請負にあつては、県内に主たる事業所を有する者の場合に限る。）。
  - 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九条第一項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
  - 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四条第一項又は第七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
  - 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
  - 6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。
    - (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六

- 号）第七条の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。
- (2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていること。
- 8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の登録を受けていること。
- 9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の登録を受けていること。
- 10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の登録を受けていること。
- 11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けていること。
- 12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三条第一項の登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。
- 13 第六号から前号までに掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ旨むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
  - (1) 林業技士
    - 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
    - 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
    - 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

<p>予 定 価 格 等級区分</p>	<p>③ 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士                  林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、                  林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、                  林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官                  通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付                  け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定                  した者</p> <p>(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー                  林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令                  （平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名                  簿に登録された者</p> <p>四 有効期間等</p> <p>1 有効期間                  資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。                  名簿への登録は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満た                  していると認められたときになされ、名簿からの抹消は、当該各号に掲げるいづれ                  かの要件を欠いたときになされます。                  なお、森林整備業務の請負に係る名簿については令和七年三月三十一日をもって、                  測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設                  備設計の請負に係る名簿並びに製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿                  については令和八年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。</p> <p>2 更新                  有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、                  改めて名簿に登録されなければなりません。</p> <p>五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分                  二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等                  級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準                  に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。</p> <p>1 土木一式工事</p>															
<p>2 建築一式工事</p> <table border="1"> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td>等級区分</td> </tr> <tr> <td>四千万円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>千五百万円以上四千万円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>千五百万円未満</td> <td>C</td> </tr> </table> <p>3 電気工事及び管工事</p> <table border="1"> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td>等級区分</td> </tr> <tr> <td>五千万円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>二千五百万円以上五千万円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>二千五百万円未満</td> <td>C</td> </tr> </table> <p>六 資格に関する文書の入手方法                  資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページ                  ドレスは、次のとおりです。</p> <p>1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設                  計及び建築設備設計の請負</p> <p>〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号                  岐阜県県土整備部技術検査課建設業係                  電話番号 〇五八 二七二 八五〇四                  ホームページアドレス <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/444.html</a></p> <p>2 森林整備業務の請負</p> <p>〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号</p>	予 定 価 格	等級区分	四千万円以上	A	千五百万円以上四千万円未満	B	千五百万円未満	C	予 定 価 格	等級区分	五千万円以上	A	二千五百万円以上五千万円未満	B	二千五百万円未満	C
予 定 価 格	等級区分															
四千万円以上	A															
千五百万円以上四千万円未満	B															
千五百万円未満	C															
予 定 価 格	等級区分															
五千万円以上	A															
二千五百万円以上五千万円未満	B															
二千五百万円未満	C															

岐阜県林政部森林保全課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

ホームページアドレス <https://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/1251.html>

令和六年三月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社